

この保険の対象となるボランティア活動とは……

- **日本国内** での活動
- **無償の活動**
交通費・食事代・材料費など費用弁償程度の支給は無償の範囲
- 個人の **自発的な意思** により他人や社会に貢献する目的を持って取り組まれる活動
所属するボランティア活動団体等の会則に則り、企画立案された活動
社会福祉協議会等ボランティア活動推進法人の委嘱を受けた、または社会福祉協議会等ボランティア活動推進法人に届け出た活動

活動の対象分野

福祉・教育・文化・保健衛生・自然環境等

活動の範囲に含むもの

- ① 宿泊を伴う活動
- ② 活動のための学習会・研修会・会議等
- ③ 活動先への活動を目的とする通常経路による往復途上

この保険がお役に立つときは…

〈傷害担保条項〉

ボランティア活動中の急激かつ偶然な外来の事故によりボランティアが被った身体の傷害に対し、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金等をお支払いします。

〈お支払いの対象となる事故例〉

- ボランティア活動中にやけどした。
- ボランティア活動からの帰宅途中に階段から落ち、ケガをした。

〈賠償責任担保条項〉

次の事故に起因して他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊させたことにより、ボランティア（親権者等の監督義務者を含みます。）が法律上の損害賠償責任を負担することによる損害に対して保険金をお支払いします。

- ボランティア活動中に発生した事故
- ボランティア活動に伴って提供した財物に起因する事故
- ボランティア活動の結果に起因する事故

〈お支払いの対象となる事故例〉

- ボランティア活動において、ボランティアが調理し配給した弁当で食中毒が発生し、賠償責任を負った。
- ボランティア活動において、引率中の子どもが路上に飛び出し、ケガをし賠償責任を負った。
- 介護ボランティア活動中に、誤って車いすから利用者を落とし、利用者にケガをさせ、賠償責任を負った。

〈特定非営利活動法人特約〉（自動付帯）

NPO法人に登録されたボランティアの賠償事故により、ボランティア自身は当然のこと、NPO法人にも責任が及んだ場合には、自動的にNPO法人も補償の対象者となります。

お支払いする保険金

傷 害 担 保 条 項	死亡保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをし、事故の日から180日以内に、死亡した場合は保険金の全額をお支払いします。
	後遺障害保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをし、事故の日から180日以内に、そのケガが原因で後遺障害が生じた場合に後遺障害に応じて死亡保険金の100%～3%の額をお支払いします。
	入院保険金 (1日あたり)	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをし、入院した場合にお支払いします。 (180日限度) (※2)
	手術保険金	入院保険金をお支払いする場合で、そのケガ*の治療のために、事故の日からその日を含めて180日以内に所定の手術*を受けられた場合【入院保険金日額】×【手術の種類に応じてそれぞれ定められた倍率（10倍、20倍、40倍）】をお支払いします。 (注) 1回の事故につき、1回の手術に限り。また、同時に2つ以上の手術を受けられた場合はそのうち最も高い倍率となります。
	通院保険金 (1日あたり)	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをし、通院した場合にお支払いします。 (90日限度) (※2)
	第三者加害行為等による 傷害倍額支払特約	第三者の故意による加害行為・ひき逃げ（事故日を含め60日を経過しても加害者が特定できないもの）によりケガをした場合に、死亡保険金・後遺障害保険金・入院保険金を通常の2倍をお支払いします。（警察への届出が必要です。）
	※1	特定感染症特約 (Aプランを除く)
特定感染症死亡時葬祭費用 (Aプランを除く)		感染症に発病した日から180日以内に、発病が直接の結果として死亡した場合、その葬祭費用について保険金額を限度に実費を支払います。
賠償責任担保条項	熱中症危険担保 (天災プランのみ)	急激かつ外来による日射または熱射によって、その身体に障害を被った場合に死亡・後遺障害・入院・通院保険金をお支払いします。
	右記の損害にかかわる保険金	○被害者に対して支払う治療費や修繕費などの法律上の損害賠償金 ○裁判費用や弁護士費用などの争訟費用 ○(被害者の応急手当など) 緊急措置に要した費用 ○損害の拡大防止・軽減に要した費用 ○権利の保全・行使に要した費用 ○引受保険会社による解決に協力するために要した費用 上記については、緊急措置に要した費用を除き、事前に引受保険会社より同意を得る必要があります。

(※1) 傷害担保条項における補償は、健康保険・生命保険・加害者からの賠償金等とは関係なく支払われます。

(※2) 入院・通院保険金の支払い対象となるのは「医師法上の医師」の治療を受けた場合です。また、支払い対象となる治療日数は、平常の生活や業務に支障のない程度に治った日までとし、ともに事故の日から180日以内のものを対象とします。

● 天災プランは地震・噴火・津波によるケガも補償できます。

● 傷害担保条項における食中毒の補償は摂取方法が偶然かつ一時的で急激に中毒症状を呈したものに限られます。

天災プランは熱中症も補償します！

補償内容・保険料

傷 害 担 保 条 項	補 償 金 額					
	Aプラン	Bプラン	Cプラン	天災 Aプラン	天災 Bプラン	天災 Cプラン
死亡保険金	15,038千円	29,236千円	43,429千円	9,912千円	17,923千円	26,265千円
後遺障害 保険金	15,038千円 ～451千円	29,236千円 ～877千円	43,429千円 ～1,302千円	9,912千円 ～297千円	17,923千円 ～538千円	26,265千円 ～788千円
入院保険金 (1日あたり)	6,000円	8,700円	11,000円	6,000円	8,700円	11,000円
通院保険金 (1日あたり)	4,000円	5,600円	7,600円	4,000円	5,600円	7,600円
特定感染症 特約	—	上記、死亡保険金を除く、後遺障害、入院保険金に同じ	上記、死亡保険金を除く、後遺障害、入院保険金に同じ	—	上記、死亡保険金を除く、後遺障害、入院保険金に同じ	上記、死亡保険金を除く、後遺障害、入院保険金に同じ
付帯死亡時 葬祭費用	—	300万円限度	300万円限度	—	300万円限度	300万円限度
手術保険金	入院して、手術を受けた場合、入院保険金日額に手術の種類に応じた倍率を乗じた額をお支払いします。					
賠償責任 担保条項	対人・対物	1事故につき（限度額）5億円				
	人格権侵害	1事故につき（限度額）5億円				
1名当りの年間保険料	300円	500円	700円	600円	1,000円	1,400円

※保険料はいずれの時期に加入されても、同じです。また、中途解約による保険料の払い戻しは出来ません。

※一度加入していただければ、補償期間内に複数のボランティア活動（複数の団体での活動）をされる場合も補償されます。

※ご加入は1名1口です。